

大阪市特殊詐欺対策機器貸与・不貸与決定通知書

様

大阪市長

年 月 日付けで申請がありました特殊詐欺対策機器の貸与について、大阪市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

貸与の可否	可 ・ 不可
申請者の 住所・氏名	
機器設置電話番号	
(不可の場合) 理由	

特殊詐欺対策機器の貸与に伴う注意事項等

- ・機器は、上記の住所以外で使用してはならないこと。
- ・機器の設置は、被貸与者が行うものとする。
- ・機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。
- ・被貸与者の故意又は過失により機器が故障若しくは亡失した場合は、被貸与者が実費弁償すること。ただし、被貸与者の故意又は過失によらず機器が故障した場合は、メーカー保証の範囲内で市が無償で修理又は交換するものとする。
- ・機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。
- ・被貸与者は、対象者の住所、氏名及び連絡先に変更が生じたとき、又は機器の故障により使用できなくなったときは、その旨を市長に届けること。
- ・大阪市は、取り付けた機器によって発生した事故等について、賠償の責任を負わない。
- ・貸与期間は通知の日から6年間とし、貸与期間満了の1か月前までに特段の申出がないかぎり、貸与期間満了後は被貸与者に無償譲渡するものとする。